

千葉商科大学国府台学会会則（抜粋）

第 2 条 本会は、会員の研究助成とその発表普及を目的とする。

第 3 条 本会は、千葉商科大学の専任教員をもって組織する。

第 4 条 本会は、次の事業を行なう。

1. 機関誌『千葉商大論叢』『千葉商大紀要』の発行。
2. 各種研究会・講演会の開催。
3. その他本会の目的を達成するために適当と認められる事業。

第 5 条 本会に次の役員をおく。

1. 会長 学長がこれにあたる。
2. 運営委員長 運営委員の互選による。
3. 運営委員若干名 会員総会で選出され任期は 1 年とし本会の事務を分担する。

前 号 目 次 論 説

拡張する財務会計の情報領域

— 環境会計の非財務情報から財務情報への転換 —…………… 吉 田 寛(1)

現代企業の組織変革：近代と脱近代の接近…………… 工 藤 剛 治(15)

退職給付会計導入が我が国確定給付型年金運用に与えた影響

— 確定拠出型年金を含む個人資産運用の在り方への示唆 — …… 平 井 友 行(35)

改憲問題…………… 種 山 守 夫(45)

テスト・マーケティング研究 (5) …………… 陸 正(75)

日本における図書館の基本原理

— 羽仁五郎の発言に関する批判的考察 —…………… 加 藤 久 明(105)